カジノ管理委員会デジタル人材確保・育成計画（概要版）

令和４年８月２４日

最高情報セキュリティ責任者

及び情報化統括責任者決定

**はじめに**

カジノ管理委員会は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務として令和２年１月に設置された。

カジノ管理委員会では、令和２年３月から基幹業務システムであるカジノ管理委員会ＬＡＮシステムの運用を開始するとともに、カジノ事業の監督等に必要なシステムを構築・改修・運用しており、デジタル人材をより一層確保・育成する必要がある。

カジノ管理委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに、デジタル人材の確保・育成状況や今後の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行うこととする。

**１．体制の整備と人材の拡充**

(1) ＩＴ・セキュリティに係る統括部局の体制の整備

カジノ管理委員会では、現在、基幹業務システムであるカジノ管理委員会ＬＡＮシステムを運用しており、監督業務等においては、入退場管理システム、調査支援システム、ＲＥＰＳ連携基盤等を構築・改修・運用している。

また、政府全体として、デジタル化に関する各府省庁の推進体制を強化するため、ＰＭＯ体制の拡充を進めているところである。

こうした状況を踏まえ、引き続き所要の人員を配置し、必要な体制の整備を図ることとする。

(2) デジタル人材に対する適切な処遇の確保

　カジノ管理委員会では、現在、入退場管理システム、調査支援システム、ＲＥＰＳ連携基盤等を構築・改修・運用している。こうしたシステムの構築等には、ＩＴ・セキュリティに関する高度な知見や経験に加え、制度担当者、カジノ事業者、システム構築事業者等、関係者との調整能力が求められる他、システム障害やサイバー攻撃等に対する迅速・適切な対処が求められる。こうした業務の特殊性・専門性等を踏まえ、研修の受講歴や業務経験等から、一定のスキルを有する者を当該業務に充てるとともに、当該業務に従事する者に対して一定の給与上の評価を行うため、「俸給の調整額」の要求を行う。

**２．有為な人材の確保・育成**

デジタル人材やその候補者に対して、デジタル庁が実施する情報システム統一研修及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）等が実施する研修を活用し、人材育成に努める。

また、民間企業等におけるサイバーセキュリティ又はＩＴ関係業務に携わった経験のある者のうち、サイバーセキュリティ又はＷＥＢシステムやクラウドシステムを含む情報システムの開発、運用等に十分な経験や知見を持つ人材について、必要に応じて任期付職員や非常勤職員、さらには中途採用職員として採用していく。

**３．政府デジタル人材育成支援プログラム**

カジノ管理委員会では、デジタル人材やその候補者が受講すべき研修については、デジタル庁が実施する情報システム統一研修等を活用するとともに、サイバーセキュリティに関する研修については、ＮＩＳＣの勉強会等を活用し、人材育成に努める。

**４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）**

カジノ管理委員会は、令和３年度の採用試験等から初めて職員の採用を行ったところであり、当面はデジタル人材やその候補者について、出向者、任期付職員等で確保していく。

今後は、採用試験からの採用、中途採用等の進展に応じ、独自のデジタル人材の採用及びそのキャリアパス等について検討を行う。

**５．幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上**

一般職員についても、その業務等の中で情報システムの機能を理解し、活用するとともに、サイバーセキュリティについて高い意識と知識を持つことが重要である。そのため、カジノ管理委員会では、情報システム及びサイバーセキュリティに関する一般職員等のリテラシー向上のため、次の研修等を実施する。

　(1)　全職員向け研修

ア　研修内容：サイバーセキュリティ研修

イ　受講対象者：全職員

ウ　実施時期：第３四半期

 (2)　採用者・転入者向け研修

ア　研修内容：サイバーセキュリティ関係規定、対策等

イ　受講対象者：新規採用者及び転入者

ウ　実施時期：随時

 (3)　標的型攻撃メール訓練

ア　研修内容：標的型攻撃メールへの対処訓練

イ　受講対象者：全職員

ウ　実施時期：不定期（複数回）

　(4)　サイバーセキュリティに関する注意喚起

　　ア　実施内容：不審メールへの対応や情報システムの扱いへの注意喚起

　　イ　対象者：全職員

　　ウ　実施時期：連休前等複数回